

**羽村市動物公園の管理運営手法に関する
検討支援業務委託
仕様書**

令和6年5月
羽村市まちづくり部土木課

1. 適用範囲

本仕様書は、「羽村市動物公園の管理運営手法に関する検討支援業務委託」(以下「本委託」という。)に適用する。

2. 業務目的

羽村市動物公園（以下「動物公園」という。）は、国有地の無償貸し付けを受けて昭和 53 年 5 月に供用を開始した都市計画施設である。総面積は、42,691 m²で、動物園と一般公園の 2 つの区域からなり、動物園区域では、管理棟や動物獣舎があり、キリンやレッサーパンダ、鳥類など、74 種類 523 点の動物の飼育・展示を行っている。公園区域では、武蔵野の面影をとどめる自然林をはじめ、芝生広場などがあり、動物と自然空間を体感できる施設である。

平成 20 年度には、指定管理者制度による管理運営を開始し、民間事業者のノウハウを活かした飼育・展示、自主事業によるエサやりツアーや企画展などを実施しており、西多摩地域の特色ある施設として、かつ身近な動物園、憩いの場として年間 21 万人以上の来園者が訪れる施設である。また、令和 2 年度羽村市市政世論調査では、羽村市の魅力・羽村らしさを感じる施設や行事において、第 2 位という結果であり、年間の市民利用者数は約 3 万人と市民・地域にとっても身近にある魅力的な施設として利用されている。

しかしながら、獣舎などの施設は開園当時に建設したものが殆どで、築年数 45 年以上が経過し老朽化が進んでいることから、改修工事や建て替えなど抜本的な対策が必要な状況に加え、動物福祉に配慮した整備が求められている。

令和 5 年度には、コロナ禍を除き開園以降初めて入園者数が 20 万人を下回ったことによる収入の減少、光熱水費や動物の餌代等の物価高騰の影響により管理運営費が増加している状況である。このことから、本業務では、羽村市動物公園の在り方に関する基本方針の策定に係る基本的な考え方に基づき、持続可能な動物公園の管理運営の手法について、「経営的」な視点により運営手法を検討し、取りまとめを行うものである。

3. 対象公園の概要

公園種別	都市計画公園（近隣公園）		
位置	羽村市羽 4122 番地		
都市計画決定面積	約 4.2ha（42,691 m ² ）		
都市計画の情報	土地所有者	市有地	国有地
	面積	7,264 m ²	35,427 m ²
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	市街化調整区域
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	高度地区	第 1 種高度地区	
	防火・準防火地域	準防火地域	
現況建ぺい率	5.82%		
飼育展示動物	74 種類 523 点（令和 6 年 3 月 31 日時点） （哺乳類 24 種 264 点、鳥類 32 種 141 点、爬虫類 9 種 52 点、 両生類 1 種 3 点、魚類 7 種 53 点、無脊椎類 1 種 10 点）		
開園時間	3 月～10 月 午前 9 時～午後 4 時 30 分 11 月～2 月 午前 9 時～午後 4 時		
入園料	子供（～18 歳未満）無料、大人（～65 歳未満）500 円 65 歳以上 200 円		
羽村市地域防災計画位置付け	公共施設の避難場所・避難所が不足時の避難場所・避難所		
駐車場 （付帯施設）	位置	羽村市羽 4131 番地 1 外	
	面積	11,825 m ²	
	駐車台数	322 台	
	使用料	1 回 300 円（大型 1,000 円）	

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月24日まで

5. 基本方針の策定に係る基本的な考え方

〈目指すべき将来像〉

羽村市動物公園は、2つの区域で構成され、動物と自然が融合した公園という特色があります。こうした特色を活かしながら、目指すべき将来像とその実現に向けた基本方針を設定します。

人・動物・自然がふれあい、 はむら"らしさ"を実感できるぬくもり動物公園

〈基本方針〉

羽村市動物公園の特色を活かしながら、いきものとふれあい、驚きや感動を創出するとともに、地域コミュニティの拠点として、多様な主体による活用を促進することにより、魅力と賑わいあふれる持続可能な動物公園を目指します。

基本方針1 動物が幸せに暮らす動物公園づくり

- | 動物の種の保存体制の充実
- | 動物福祉への配慮と健康で自然的な飼育・展示の推進
- | 驚きと感動を創出する飼育・展示の強化

基本方針2 地域に根差した持続可能な動物公園づくり

- | 地域との連携による動物公園づくりの推進
- | 官民連携による効率的かつ効果的な管理運営の推進
- | 安定的な歳入と新たな財源の確保

基本方針3 生涯学習の場としての動物公園づくり

- | 教育・環境教育プログラムの充実
- | SDGs（持続可能な開発目標）の推進
- | 動物の調査・研究の推進

6. 業務内容

(1) 現状把握・与条件の整理

本業務に関連する関連法制度・計画（国・都・市など）、各種統計データ、前年度までの経緯、類似事例、市が実施する利用者アンケートの結果などを踏まえ、動物公園を含めた公園を取り巻く要素の諸元と課題を精査し、動物公園の管理運営の在り方に関する現状・課題を整理する。

(2) 関係団体ヒアリングの運営補助

現行の指定管理者や日本動物園水族館協会など、関係団体へのヒアリング調査に向けた資料作成を行う。ヒアリング調査結果をもとに動物公園の管理運営体制や利便性向上、創意工夫の可能性など、管理運営上の課題を整理する。

(3) 庁内検討委員会の運営補助

庁内検討委員会に向けた資料作成を行う。庁内検討委員会は、3回の実施を予定している。

(4) 持続可能な動物公園の運営手法の概略検討

現行の管理運営状況や本業務で提供する公共サービス等の内容を踏まえ、適切な官民役割分担及び民間活力導入の対象範囲について検討する。また、公募設置管理制度（Park-PFI）など、管理運営手法の見直しに向けた事業スキーム（案）を2事業以上検討する。

(5) 民間事業者意向調査

本事業への参画が想定される民間事業者に対して、前項までに検討した事業スキーム等に関する意向調査を行い、民間事業者の参画可能性、創意工夫の可能性、事業採算性、事業スケジュール等、事業化検討にあたっての課題を整理する。

(6) 管理運営費の算出とスケジュールの設定

前項までの検討結果を踏まえ、新たな官民連携事業スキームにより 実施する場合の管理運営費（5～10年程度）の算出及び現行との比較（VFM 簡易算出モデル想定）を行うとともに、実現するためのスケジュール例を設定する。

(7) 成果品のとりまとめ

(1) から (6) の業務について、報告書としてとりまとめる。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間、完了時の計3回程度行い、その各回において会議録を作成すること。

7. 役割分担

(1) 市が行う業務

業務内容	内 容 (頻度/時期)
(1)	業務に関連する資料の提供、関係団体との調整 (適宜)
(2)	ヒアリングの運営、ヒアリングを行う団体との調整 (適宜)
(3)	庁内検討委員会の運営 (全3回/8月・9月・11月 (予定))
(4)	財務省や東京都等との協議・打合せ (適宜)
(5)	国や関係団体の支援制度や補助事業の活用にあつた手続き、民間事業への意向調査の運営・調整 (適宜)
(6)	管理運営費の算出に関する資料・データの提供 (適宜)
(7)	報告書の確認
(8)	打合せの運営・調整 (適宜)
その他	個人・団体利用者へのアンケート (5月～6月)
その他	飼育展示動物していく動物種の方向性のとりまとめ (4月～12月)
その他	動物公園の在り方に関する基本方針の策定 (2月)

8. 成果物

下記成果品を納入する。

- ・ 報告書 (A4版、ファイル綴じ) 2部
- ・ 報告書電子データ (CD-RまたはDVD-Rなどの媒体で提出) 1式